

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
職員給与規程施行細則

平成 6 年 4 月 1 日制定
平成 9 年 1 2 月 2 5 日一部改正
平成 1 1 年 2 月 2 6 日一部改正
平成 1 4 年 1 2 月 2 5 日一部改正
平成 2 6 年 1 1 月 1 9 日一部改正
平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日一部改正

(目的)

第 1 条 この細則は、社会福祉法人春日市社会福祉協議会職員給与規程（以下「給与規程」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給料の支給)

第 2 条 給与規程第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の月末まで支給するとき以外のときは、その給料月額は、その期間の現日数から、社会福祉法人春日市社会福祉協議会職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 22 条に規定する休日を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(昇給の基準)

第 3 条 給与規程第 6 条第 2 項に規定する良好な成績とは、次の各号に掲げる事項に該当する職員以外の職員とする。

- (1) 現に受けている給料月額を受けるに至った時から次期昇給の予定の時期までの間に年次休暇、業務上の負傷又は疾病による休暇及び特別休暇以外の事由により昇給期間の 6 分の 1（就業規則第 22 条に規定する休を除いた現日数の 6 分の 1 の日数）以上の日数を勤務しなかった職員
- (2) 現に受けている給料月額を受けるに至った時から次期昇給の予定の時期までの間に停職、減給、又は戒告の処分を受けた職員

(管理職手当の支給)

第 4 条 管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

2 職員が給与期間（給与規程第 7 条第 1 項に規定する期間をいう。以下同じ。）の全日数にわたって次の各号の一に該当する場合は、管理職手当は支給しない。

- (1) 研修中の場合
- (2) 勤務しなかった場合（業務上の負傷又は疾病により勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。）

(超過勤務手当の支給)

第 5 条 超過勤務手当は、1 の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給日に支給する。

第 6 条 正規の勤務時間を超えて勤務（休日勤務を含む。）を命ぜられた職員は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、振替休日として処理することができる。

前条に規定する支給額は、前項の勤務により給与規程第 19 条の規定を適用した調整後の額とす

る。

(扶養手当の認定及び支給)

第7条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を扶養親族届により届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は給与規程第10条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 前項の届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族が給与規程第10条第2項に定める要件を備えているかどうか又は配偶者のない旨を確かめて認定しなければならない。
- 3 次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。
- (1) 民間事業所その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
 - (2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円程度以上である者
 - (3) 重度心身障害者の場合は前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者
- 4 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限る。その者の扶養親族として認定することができる。
- 5 前3項の認定を行うとき及びその他必要と認めるときは、扶養事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で第1項の規定による届け出に係るものがない場合においてその職員に第1項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が離職し、又は死亡した場合においては離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族のすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養親族の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けていた職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(通勤手当の認定)

第8条 職員は、新たに給与規程第13条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに届け出なければならない。同条同項の職員が次号に該当する場合についても同様とする。

(1) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

2 職員は、前項第1号に掲げる変更により給与規程第13条第1項の職員でなくなった場合には、前項の例により届け出なければならない。

3 職員から前2項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券等の提示を求める等の方法により確認し、その者が給与規程第13条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

(運賃相当額の算出の基準)

第9条 給与規程第13条第2項に規定する運賃相当額の算出は、運賃、時間、距離等の実情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。

2 前項の通勤の経路、又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤方法を異にするものであつてはならない。ただし、割り振られた正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

3 運賃相当額は、次の各号による額の総額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 交通機関等が定期券を発行している場合は、当該交通機関等の利用区間にかかる通用期間1箇月の定期券の額

(2) 交通機関等が定期券を発行していない場合は、当該交通機関等の利用区間についての通勤21回分の運賃等の額であつて、最も低廉となるもの

(3) 前項ただし書に該当する場合は、往路及び帰路の交通機関等について、前2号による額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額

(通勤手当の支給)

第10条 通勤手当の支給の始期及び終期については扶養手当の支給の例による。

2 給与規程第13条第1項の職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により月の1日から末日までの全期間の前日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給することができない。

(住居手当における適用除外職員)

第11条 給与規程第12条第1項第1号に定める職員は、次号に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

以下同じ。）、父母又は配偶者の父母が所有し、又は借り受けている住宅及び次条第2号に掲げる住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(職員の所有に係る住宅に準ずる住宅)

第12条 給与規程第12条第1項第2号の細則で定める住宅は、次の各号に掲げる住宅とする。

(1) 職員が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅

- (2) 職員の扶養親族たる者（給与規程第10条に規程する扶養親族で届出がなされている者に限る。以下同じ。）が所有する住宅又はその者が前号に規定する契約により購入した住宅
- (3) 世帯主である職員と同居している配偶者（職員である者に限る。以下「同居配偶者」という。）が所有する住宅又はその者が第1号による契約により購入した住宅
- (4) 同居配偶者の扶養親族たる者に係る前号に定める住宅
（世帯主）

第13条 給与規程第12条第1項第2号の「世帯主」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員をいう。この場合において、職員又はその扶養親族たる者と職員の配偶者又は1親等の血族若しくは姻族である者（以下「配偶者等」という。）とが供有している住宅に当該職員と当該配偶者等とが同居しているときは、これらの同居している者全員で一の世帯を構成しているものとする。

（住居手当の認定）

第14条 新たに給与規程第12条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。
- 3 職員から第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与規程第12条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

（家賃の算定の基準）

第15条 前条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次の各号に定める基準に従い算出した額を家賃の額に相当する額とする。

- (1) 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合その支払額の100分の40に相当する額
- (2) 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道料金が含まれている場合その支払額の100分の90に相当する額

（住居手当の支給）

第16条 住居手当の支給の始期及び終期については扶養手当の支給の例による。

（期末手当の支給を受ける職員）

第17条 給与規程第16条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 無給休職者
- (2) 停職者
- (3) 育児休業者

- 2 基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員について、その退職し、又は死亡した日において前項各号の一に該当する職員であった者には、期末手当を支給しない。

（期末手当に係る在職期間）

第18条 給与規程第16条第2項に規定する在職期間は、給与規程の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

- (1) 停職とされていた全期間
- (2) 育児休業期間の2分の1の期間
- (3) 休職（公傷休暇の期間を除く。）とされていた期間の2分の1の期間
（勤勉手当の支給を受ける職員）

第19条 給与規程第17条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 休職者（公傷休暇とされている者を除く。）
- (2) 停職者
- (3) 育児休業者

2 基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員について、その退職し、又は死亡した日において前項各号の一に該当する職員であった者には、勤勉手当を支給しない。

（勤勉手当に係る勤務期間）

第20条 給与規程第17条第2項に規定する勤務期間は、給与規程の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

- (1) 停職とされていた期間
- (2) 育児休業期間
- (3) 休職（公傷休暇の期間を除く。）とされていた期間
- (4) 給与規程第19条により給与を減額された期間（第6条に規定する振替に係る減額期間を除く。）
- (5) 負傷又は疾病（業務上の負傷又は疾病を除く。）により勤務しなかった期間から就業規則第22条に規定する休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (6) 社会福祉法人春日市社会福祉協議会職員の育児休業等に関する規則第9条の規定による部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間
- (7) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間
（期末手当及び勤勉手当の支給日）

第21条 期末手当及び勤勉手当の支給日は、次表の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

基準日	支給日
6月 1日	6月 15日
12月 1日	12月 10日

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(旧細則の廃止)

- 2 職員給与細則は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成 9 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成 1 1 年 2 月 2 6 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成 2 6 年 1 1 月 1 9 日から施行する。